

騒音・振動の特定作業一覧（館山市公害防止条例施行規則別表第 2-2）

番号	作業の種類
1	板金，製かんの作業
2	鉄骨，橋梁の組立ての作業 （建設，建築の現場作業を除く）
3	ブルドーザー，パワーショベル，バックホーその他これに類する整地機，掘削機を使用する作業 （建設現場における作業を除く）

※騒音，振動の特定施設を設置して行う作業は除く